研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 元年 6 月 2 1 日現在

機関番号: 14301 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2015~2018

課題番号: 15K16819

研究課題名(和文)豊臣・徳川政権期の武家区分に関する基礎的研究

研究課題名(英文)Basic research on the division of samurai in Toyotomi-Tokugawa administration period

研究代表者

三宅 正浩(Miyake, Masahiro)

京都大学・文学研究科・准教授

研究者番号:30612303

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、複雑な実態を持つ近世前期の武家区分を時系列に沿って整理して提示したものである。近世幕藩制の基礎的概念であるところの近世大名制なるものは、豊臣政権期の武家編成に淵源を持ち、徳川秀忠政権期の東西区分・国持区分・譜代区分による複合的な編成区分を経て基本的な部分が形成された。そして、徳川家光政権期に至り、後の近世中後期に繋がる武家区分の主たる要素が出そろり、徳川家綱政権 期から徳川綱吉政権期にかけて固定化されていく。このようにして、通説的な近世の武家区分が形成された。

研究成果の学術的意義や社会的意義 武家区分を対象とした従来の同種の研究は、武家官位や殿席制、儀礼における座次などに注目して近世中後期の 安定期に入った様相を考察するものがほとんどであったが、本研究は武家区分が未だ流動的であった近世前期の 様相について時系列的に動態的把握を行った成果である点に特色と意義がある。 本研究は近世前期の複雑な武家区分の実態を考察して提示したものである。複雑な実態提示は歴史の全体像を不 鮮明にさせる弊害があるものの、単純化された常識によって歴史的実態から遊離した理解を前提に議論がなされ

ている現状を打破することが必要であり、ここに本研究の学術的・社会的意義がある。

研究成果の概要(英文): In this study, the divisions of the early modern pre-modern wards with complex realities are arranged in chronological order. The modern-day daimyo system has a source of samurai organization during the Toyotomi administration. And, a complex organization was made during Tokugawa Hidetada administration. Thus, the basic part of the early modern samurai formation was formed. Then, during the Tokugawa lemitsu administration period, the main elements of the samurai division that led to the later mid-late period appeared. It was fixed from the Tokugawa letsuna administration period to the Tokugawa Tsunayoshi administration period. In this way, the prevailing modern-day samurai division was formed.

研究分野:日本史

キーワード: 日本近世史 武家 大名 譜代

1.研究開始当初の背景

近世大名とは一般に「将軍直参で知行一万石以上の者」(『広辞苑』第六版)とされ、その 統治機構と領地を合わせて藩と呼ぶ。将軍と大名、幕府と藩による統治がなされたのが近世の 政治的特質であり、中世段階とは異なる幕藩体制として理解されている。そして大名・藩は、 一般に親藩・譜代・外様に分類され、この分類に基づく比較研究等が広く行われている。

ところが、親藩・譜代・外様という分類が近世期に制度として存在しなかったことは従来から指摘されているし、そもそも大名=一万石以上という基準も、17世紀半ば以降に定着したもので近世初頭から自明の基準ではない。藩という用語も幕末維新期の政治状況の中で普及し、近代史学に取り入れられたものである。このように、近世の実態、特に前期の実態とかけ離れた概念が一人歩きして常識化している状況は、近世国家・社会の実態を解明する上での大きな弊害である。

そこで研究代表者は、そもそも近世大名とは何かという問題を設定し、蜂須賀家という個別大名家の政治構造を具体的に解明するとともに(三宅正浩、『近世大名家の政治秩序』、校倉書房、2014)近世大名の分類として一般化している「譜代」概念について、その成立過程と特徴を解明してきた(三宅正浩、「近世初期譜代大名論 軍事編成と所領配置 」、『日本史研究』575号、2010、1-26)(三宅正浩、「譜代大名考」、『徳川四天王本多忠勝と子孫たち 岡崎藩主への奇跡』、岡崎市美術博物館、2012、6-9)。さらに、一万石以上・未満という大名・旗本区分が、17世紀を通して幕府の政治構造の変遷と関連しながら段階的に形成されたことを示し、寛永年間(1624~1644)の大名を含む武家編成区分について、「江戸幕府日記』をもとに整理して提示した(三宅正浩、「江戸幕府の政治構造」、『岩波講座日本歴史』近世2、岩波書店、2014、1-36)。すなわち、当該期の武家は、「国持」(狭義の大名)・「小名」・「譜代」・「旗本」で構成され、一万石以上・未満の基準は存在するが絶対的ではなかったことを明らかにした。

このような研究開始当初の研究代表者も含めた当該分野の研究到達点をふまえると、以下のような研究課題が浮かび上がる。第一に、中世と比較した近世の特徴、すなわち中世大名と近世大名の違いを照射し、近世の時代的特質を把握することである。第二に、近世大名(を含む武家全体)の存在形態を実態に即して時系列的に把握し、今後の近世史研究の基盤的理解を提供することである。

2.研究の目的

本研究の目的は、従来の通説的な近世武家区分では理解できない近世前期段階の武家の存在 形態の実態を、「政権による編成」と「武家側の結集」という2つの視点から時系列に沿って提 示し、実態に即した新たな武家区分概念を再構築する前提となる新たな知見を獲得し提供する ことである。

具体的な研究目的の第一は、これまでに研究代表者が明らかにして提示した寛永年間の武家編成区分(三宅正浩「江戸幕府の政治構造」、『岩波講座日本歴史』近世2、岩波書店、2014、1-36)が、中近世移行期の武家結集(統一政権としての「公儀」形成)過程の中でどのように発生し、変遷したのかを解明することである。

第二は、寛永年間以降、いかなる過程を経て近世中後期の武家区分(一万石以上・未満を基準として大名・旗本が分類され、大名が大きく譜代・外様に区分されるあり方)へと至るのかを解明することである。さらには、そこから近世大名とはいかなる存在なのかを追求し、提示することである。

3.研究の方法

(1)研究対象時期の設定

研究対象時期を豊臣政権期(16世紀末)~徳川綱吉政権期(18世紀初頭)に設定し、「政権側の編成原理」と「武家側の結集原理」について、当該時期の各種史料から関連記事を抽出して時系列に沿って整理する。この時期設定の理由は、研究代表者のこれまでの研究で解明した近世前期の武家区分の中で特に重要と考える「大名・小名」区分の淵源が、少なくとも豊臣政権期まで遡ることが想定され、そしてその「大名・小名」区分が一万石以上・未満区分に置換されて完全に解消する時期が五代将軍徳川綱吉期であると予想されるからである。

(2)研究視角と研究要素

本研究では、「政権側の武家編成」と「武家側の結集」という2つの研究視角を用いて遂行する。「政権側の武家編成」については、豊臣政権・徳川政権が武家(特に大名)をどのように編成しようとしていたのかを、法令史料に見える区分、軍事編成上の区分、儀礼的な区分などに着目する。「武家側の結集」については、武家(特に大名)が自らのアイデンティティをどう認識していたのかについて、一次史料である書状類や日記類から関連記載を抽出し、政権側の史料記載との相違点と共通点を確認する。

上記の研究視角から研究を遂行するに際して、特に注目する研究要素は、史料上の呼称(大名・小名・譜代衆・奉公人・給人など)地域(領知の所在地)軍事編成(組編成や寄親寄子

制など)、石高(領知の規模)、出自、格式(国主・城主など)、官位(武家官位)である。これらの要素は、従来の研究でも注目されてきたものがほとんどであるが、本研究では、これらの要素を複合的に用いて研究を進める。その際、特に留意すべき点としては、こうした要素の辞書的意味を単純に適用してきた傾向が強い先行研究に対して、史料そのものの文脈の中で文言の意味を十分に検討して当時の実態に即した解釈を行うことである。

(3) 史料データの収集と蓄積

本研究は、近世前期の法令類・日記類・書状類から武家区分を示す文言を抽出し、比較検討しつつ時系列に沿って整理することにより実施する。そのためには、効率的に多くの関係史料を収集することが効果的である。

第一に、全国の史料所蔵機関に出張調査を行う。その際、全国に所在する本研究に関係のある史料のうち、多くの史料が所在する東京の史料や、有用な史料群と期待される特定の大名家 史料を集中的に調査し、研究の効率化を図る。

第二に、史料調査を実施しない地域所在の史料を中心に、刊行されている自治体史や博物館 図録を有効活用し、なるべく多くの有用な史料を収集することを目指す。

第三に、現在多くの史料所蔵機関で公開が進みつつある Web 上のデータベースを積極的に活用する。代表的なものとしては、文学研究資料館、国立公文書館のデータベースがある。

以上のような方法で収集・整理・蓄積した史料データは、本研究課題の達成に向けて活用することはいうまでもなく、今後の研究遂行の基盤ともなるものである。したがって、史料データの収集・整理・蓄積自体にも極めて大きな研究成果としての価値が生じることになる。

4. 研究成果

(1)近世大名の成立過程

(参考:三宅正浩「近世大名の成立過程 徳川政権の武家編成 」、九州史学、175 号、2016、 25-39)

徳川政権の武家編成にみる近世大名の成立過程を述べるならば、まず、豊臣政権末期の「大名小名」編成を前提としつつ、関ヶ原合戦を起点として国持区分・東西区分が慶長期に浮上し、大坂陣と家康から秀忠への代替わりを経て譜代区分が、東西差を持ちつつ発生する。秀忠政権期に国持区分・譜代区分・東西区分が機能しつつ、家光政権期にかけて武家官位による序列化も進行する。

家光政権期の寛永年間後半頃、一七世紀初頭から機能し始めていた万石区分が一般化し、「譜代」も含めた参勤交代の制度化と合わせて万石以上の「諸大名」が一律化・同質化し始める。 こうして形成された「大名」という武家の階層が近世大名であり、これが、武家編成の視点から見た近世大名の成立過程となろう。

つまり、近世大名とは、多様に区分・序列化されていた武家領主が万石区分によって万石未満と切り離されて一律編成を受けて成立したものと理解することができ、一律編成されて(大名側からみれば結集して)統合され同質化していった集団である。したがって、本来的に多様性を持つ。

本来は広く武家領主全体を指す言葉であったと思われる「大名小名」という用語が、豊臣政権期から徳川政権期への移行を経て一七世紀半ば頃には「諸大名」と同じ意味で用いられるようになり、「諸大名」という用語に取って代わられ、あまり用いられなくなる。言い換えれば、「大名小名」という用語が用いられる対象範囲が定まっていき(すなわち下限が設定され)同時に本来は一部の上級武家領主のみを指す用語であったと思われる「大名」という用語が指す対象範囲が下に広がり、最終的に両者が一致するということである。

実態はかなり複雑であるが、あえて少し単純化して述べると、慶長期以降、国持たる「大名」を中核として、徳川政権の大名制なるものが形成されていき、一万石以上の近世「大名」が成立していくことになろう。狭義の大名たる国持に、小名・小大名というべき集団が加えられて一律編成されていき、少し遅れて「譜代」が加えられ、さらに遅れて将軍側近層の一万石以上が加えられていく。

ところで、このような流れを江戸城の殿席制から説明する見方もある。確かに近世初頭の武家区分が殿席制の前提となることは間違いない。ただ、かつての武家区分がそのまま殿席制に移行するわけではなく、中近世移行期に武家編成のあり方が変動していくなかで、最終的に辿りついた形態が殿席制の前提となったわけで、殿席制を遡らせて近世大名の成立を考えた場合、やはり少なからず実態とずれてしまうのではないかと考える。

このように考えてくると、近世大名の成立過程において、淵源としての豊臣政権期、そして「国持大名」が成立する家康の時代を経て、家光政権期初頭に以後に続くあり方が形成されていることになり、その過程として、秀忠政権期をどう位置づけるのかという課題が浮上する。秀忠政権期の史料は、前後の時代と比べて少なく考察しにくいが、この時期をもう少し具体的に考察していくことが、近世大名とは何かを考えていくに際して重要となるのではないかと思われるのである。

秀忠政権期についての史料を発掘し、当該時期を歴史過程の中に適切に位置づけることが今後の重要課題となるだろうと考えられる。

(2)近世大名の捉え方

(参考:三宅正浩「近世大名論」、中国四国歴史学地理学協会年報、13号、2017、2-10)

近世大名とは一般に「将軍直参で知行一万石以上の者」(『広辞苑』第六版)とされ、その 統治機構と領地を合わせて藩と呼ぶが、本研究で扱った諸事例をふまえれば、『広辞苑』が示す ような一般的な大名の定義が、少なくとも近世前期の実態とはそぐわないことが明らかになっ た。さらに、いわゆる譜代と外様という区分も実態に合わないし、少々強引に適用したとして も時期によって変化するわけであるから、自明の前提とすべきではない。

例えば、陸奥中村藩相馬家は、近世初頭には江戸の徳川秀忠政権下で「譜代」として活動していたことが確認できるように見えるが、実態としては外様・譜代的な区分は近世初頭の東国には存在しなかった。しかし、家光政権期以降、相馬家は、様の前提となる「小大名」というグループに属することとなる。さらに、万治2年(1659)に当時の相馬家当主忠胤が「譜代並」という家格を与えられることになった。また、出雲松江藩の松平直政という人物は、一般的に辞典類などでは親藩大名とされるが、彼の経歴を追っていくと、当初は徳川一門大名として活動していたものが、寛永元年(1624)からはいわゆる「譜代」グループに属していることが確認でき、さらに寛永15年(1638)に出雲国一国を与えられて松江城主となって以降は、国持大名としての扱いを受けるようになる。このように、同一の大名あるいは大名家であっても、その武家区分は変動するのである。

一万石を基準に武家を区分するあり方は、近世初頭から存在してはいたものの、後の時代ほど一般的な区分ではなかった。それが一般化するのは寛永年間(1624~1644)末以降である。そして、寛文4年(1664)に一万石以上に領知朱印状を一斉に発給した寛文印知を経て、定着し確定していった。さらにいえば、これまた寛永末年以降の参勤交代制の整備により、参勤交代する武家の領主としての均質化・同質化が進み、参勤交代しない武家(いわゆる旗本)との差異化が進んだことも重要であろう。

このような動向の中で、おそらく17世紀後半に、殿席制の形成が進行したと推測する。その過程は未解明な部分がほとんどであり今後の大きな課題であろう。ここでは、おそらくは殿席制の成立を経て以降の、すなわち近世中後期の近世大名の存在形態から定義されて分類された近世大名に対する理解が、一般的な近世大名の理解であろうということをあらためて強調しておくに留めたい。その理解を近世前期の成立過程に遡及的に当てはめることは、実態を見失うことに繋がる恐れがあるだろう。

近世前期の大名は、実に多様である。しかしながら、一般に「藩」という歴史用語を用いる際には特に、無意識的に近世大名の均質性を含意して用いてしまっているきらいがあるように感じている。ただ、それが一概に間違っているとは思わない。実際、近世はそれ以前に比して列島の均質化が進んだ時代であるし、元来多様であった近世大名が均質化されていった状態こそが、明治維新以後の版籍奉還・廃藩置県の前提となったのだろうと思われる。だからこそ近代以降の人々は、均質化されたものというイメージを含意させつつ「藩」という歴史用語を用いてその対象を認識してきたわけである。

一応の結論としては、地域性・出自・規模等において元来多様である種々の武家領主を徳川 政権が統一的に編成して成立したのが近世大名であったと述べることができるだろう。その編 成の過程で最終的に絶対的な基準となったのが一万石以上という区分だったわけであるが、東 西の区分、国持大名か否か、譜代か否か、あるいは将軍との関係性など、様々な要素を含みこ んで近世大名という存在は統合され均質化されていった。

近世大名が多様であることは歴史的に考えれば自明であり、相違点を見つけ出すような安易な相互比較には慎重であるべきだろうと考える。むしろ、近世大名が統合されて均質化していった要素に注目することこそが、近世国家・社会の特質解明に繋がる意義を持つのではないだろうか。こうした点については今後の課題であり、引き続き考えていく必要があるだろう。

(3)関連史料の収集と整理分析

本研究に用いる史料として、以下の史料について調査・収集(閲覧・撮影)を行った。これらの史料については整理して本研究に活用したが、これらの史料の研究データとしての蓄積もまた、本研究の大きな成果である。

「山内家文書」(高知城歴史博物館所蔵、 2015年度までは土佐山内家宝物資料館所蔵) 「長帳」と呼ばれる近世前期の一次史料を多数含む史料群について、悉皆的に閲覧・撮影 し、研究資料として整理した。

「毛利家文庫」(山口県文書館所蔵)

近世前期の武家書状および一次史料の写しを含む編纂史料について、閲覧および撮影を実施した。加えて、山口県文書館に架蔵されている毛利家関係史料の写真帳を閲覧し、関連 史料の所在確認を実施した。

「内閣文庫」(国立公文書館所蔵)

近世前期の幕府関係の日記類・法令集を中心に、関係史料の閲覧・撮影を実施した。 その他

東京大学史料編纂所、京都大学大学院文学研究科古文書室において史料調査を実施し、写 真帳や影写本を閲覧して関連史料の内容と所在確認を実施した。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

三宅 正浩、寛永飢饉と徳島藩、地方史研究、388号、2017、64-68

三宅 正浩、近世大名論、中国四国歴史学地理学協会年報、13号、2017、2-10

三宅 正浩、徳島藩の権力構造 阿淡両国の家老政治 、史窓、47号、2017、47-64

<u>三宅 正浩</u>、「幕藩政アーカイブズ」研究を考える 『幕藩政アーカイブズの総合的研究』 を読んで 、岡山地方史研究、139 号、2016、31-34

三宅 正浩、近世大名の成立過程 徳川政権の武家編成 、九州史学、175号、2016、25-39

[学会発表](計4件)

<u>三宅 正浩</u>、近世大名論、中国四国歴史学地理学協会 2016 年度大会、招待有、岡山大学、2016.6.25

三宅 正浩、「幕藩政アーカイブズ研究」を考える、岡山地方史研究会例会、岡山大学、2016.5.14

三宅 正浩、徳島藩の権力構造 阿淡両国の家老政治 、第 38 回徳島地方史研究会公開研究大会、招待有、徳島県立文化の森イベントホール、2016.2.7

三宅 正浩、近世大名の成立過程 徳川政権の武家編成 、2015 年度九州史学研究会大会、招待有、九州大学国際ホール、2015.10.17

[図書](計0件)

〔産業財産権〕

該当なし

〔その他〕

なし

6. 研究組織

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。